



SU20330201

パターンB



# 地震保険改定のご案内

2019年1月1日以降を補償開始とする地震保険に対して、以下の改定を行いますので、ご案内いたします。  
また、2017年1月にも改定を行っておりますので、あわせて内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

地震保険は「地震保険に関する法律」に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定は各損害保険会社共通のものです。

## 1

### 地震保険料の改定

2019年1月改定

2017年1月改定

地震保険料を改定します。改定率は都道府県および建物の構造により異なります。

(注) 地震保険の保険料は「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、損害保険料率算出機構が算出した「地震保険基準料率」を使用しています。今回の保険料改定の背景等は損害保険料率算出機構のニュースリリース ([https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/pdf/201706\\_news.pdf](https://www.giroj.or.jp/ratemaking/earthquake/pdf/201706_news.pdf)) をご確認ください。なお、地震保険料の改定は2017年1月以降、3段階に分けて行うこととしており、今回は3段階改定のうち2回目の改定です。3回目の改定時期・改定率は現時点で未定です。

#### ◆改定前後の地震保険料例（保険金額1000万円、保険期間1年、割引適用なしの保険料）

| 所在地  | I構造<br>(火災保険の構造級別：)<br>M、T構造 |         |        | II構造<br>(火災保険の構造級別：)<br>H構造 |         |        | 経過料率<br>(火災保険の構造級別：)<br>H構造(経過料率) |         |        |
|--|------------------------------|---------|--------|-----------------------------|---------|--------|-----------------------------------|---------|--------|
|  | 現在の※<br>ご契約                  | 改定後     | 改定率    | 現在の※<br>ご契約                 | 改定後     | 改定率    | 現在の※<br>ご契約                       | 改定後     | 改定率    |
| 岩手県、秋田県、山形県、<br>栃木県、群馬県、富山県、<br>石川県、福井県、長野県、<br>滋賀県、鳥取県、島根県、<br>岡山県、広島県、山口県、<br>福岡県、佐賀県、長崎県、<br>熊本県、鹿児島県 | 6,500円                       | 7,100円  | +9.2%  | 10,600円                     | 11,600円 | +9.4%  | 8,400円                            | 9,200円  | +9.5%  |
| 福島県  | 6,500円                       | 8,500円  | +30.8% | 13,000円                     | 17,000円 | +30.8% | 8,400円                            | 11,000円 | +31.0% |
| 北海道、青森県、新潟県、<br>岐阜県、京都府、兵庫県、<br>奈良県  | 8,400円                       | 7,800円  | -7.1%  | 16,500円                     | 13,500円 | -18.2% | 10,900円                           | 10,100円 | -7.3%  |
| 宮城県、山梨県、香川県、<br>大分県、宮崎県、沖縄県  | 8,400円                       | 10,700円 | +27.4% | 16,500円                     | 19,700円 | +19.4% | 10,900円                           | 13,900円 | +27.5% |
| 愛媛県  | 11,800円                      | 12,000円 | +1.7%  | 24,400円                     | 22,400円 | -8.2%  | 15,300円                           | 15,600円 | +2.0%  |
| 大阪府  | 13,600円                      | 12,600円 | -7.4%  | 24,400円                     | 22,400円 | -8.2%  | 17,600円                           | 16,300円 | -7.4%  |
| 茨城県  | 11,800円                      | 15,500円 | +31.4% | 24,400円                     | 32,000円 | +31.1% | 15,300円                           | 20,100円 | +31.4% |
| 徳島県、高知県  | 11,800円                      | 15,500円 | +31.4% | 27,900円                     | 36,500円 | +30.8% | 15,300円                           | 20,100円 | +31.4% |
| 埼玉県  | 13,600円                      | 17,800円 | +30.9% | 24,400円                     | 32,000円 | +31.1% | 17,600円                           | 23,100円 | +31.3% |
| 愛知県、三重県、<br>和歌山県   | 20,200円                      | 14,400円 | -28.7% | 32,600円                     | 24,700円 | -24.2% | 26,200円                           | 18,700円 | -28.6% |
| 千葉県、東京都、<br>神奈川県、静岡県   | 20,200円                      | 25,000円 | +23.8% | 32,600円                     | 38,900円 | +19.3% | 26,200円                           | 32,500円 | +24.0% |

※現在のご契約に適用されている料率で計算した場合の地震保険料です。

## 2 長期係数の見直し

2019年1月改定

近年の金利状況を踏まえ、地震保険期間が2年～5年の整数年・長期一括払の場合の保険料計算に使用する長期係数（保険期間1年の基本料率に乗じる係数）を見直します。

| 地震保険期間 | 2年   | 3年   | 4年   | 5年   |
|--------|------|------|------|------|
| 現行     | 1.90 | 2.75 | 3.60 | 4.45 |
| 改定後    | 1.90 | 2.80 | 3.70 | 4.60 |

## 3 補償内容の改定(損害区分の細分化)

2017年1月改定

地震保険の損害の程度の区分（以下、「損害区分」といいます。）を定めている「地震保険に関する法律施行令」の改正により、これまでの損害区分の「半損」が「大半損」と「小半損」に2分割します。

| 現行（3区分）          |                            | → | 改定後（4区分）          |                            |
|------------------|----------------------------|---|-------------------|----------------------------|
| 損害の程度            | お支払する保険金                   |   | 損害の程度             | お支払する保険金                   |
| 全損               | 地震保険金額の100%<br>（時価額が限度）    |   | 全損                | 地震保険金額の100%<br>（時価額が限度）    |
| 半損 <sup>※1</sup> | 地震保険金額の50%<br>（時価額の50%が限度） |   | 大半損 <sup>※1</sup> | 地震保険金額の60%<br>（時価額の60%が限度） |
|                  |                            |   | 小半損 <sup>※1</sup> | 地震保険金額の30%<br>（時価額の30%が限度） |
| 一部損              | 地震保険金額の5%<br>（時価額の5%が限度）   |   | 一部損               | 地震保険金額の5%<br>（時価額の5%が限度）   |

※1 損害の程度の認定基準は下記のとおりです。（「全損」「一部損」の認定基準には変更ありません。）

| 損害の程度 |     | 建物（①または②）  | 家財                 |
|-------|-----|--|--------------------|
| 現行    | 半損  | ①主要構造部 <sup>※2</sup> の損害額が時価額の20%以上50%未満<br>②焼失、流失した部分の床面積が延床面積の20%以上70%未満 | 損害額が時価額の30%以上80%未満 |
| 改定後   | 大半損 | ①主要構造部 <sup>※2</sup> の損害額が時価額の40%以上50%未満<br>②焼失、流失した部分の床面積が延床面積の50%以上70%未満 | 損害額が時価額の60%以上80%未満 |
|       | 小半損 | ①主要構造部 <sup>※2</sup> の損害額が時価額の20%以上40%未満<br>②焼失、流失した部分の床面積が延床面積の20%以上50%未満 | 損害額が時価額の30%以上60%未満 |

※2 軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます。

## 4 割引確認資料の対象範囲拡大について

2019年1月改定

2017年1月改定

地震保険の割引制度をご利用いただきやすくするため、割引を適用する際の確認資料の範囲を拡大します。割引の適用条件を満たすことが確認できる所定の確認資料の写しをご提出いただきますと、地震保険割引を適用することができます。現在、地震保険の割引を適用していない場合または既に地震保険割引を適用している場合でも、2019年1月1日以降に補償が開始する地震保険契約から、新たに割引を適用することや割引率を拡大することができる可能性があります。

詳しくはこちらのURL (<http://www.ins-saison.co.jp/information/>) より「地震保険の改定のご案内」をご確認ください。

お問い合わせ先

セゾン自動車火災保険株式会社

本社 〒170-6068 東京都豊島区東池袋3-1-1  
サンシャイン60

ホームページ <http://www.ins-saison.co.jp>  
お客さま相談室 TEL: 03-3980-3572